

## みどり国際交流ラウンジ開設準備・管理運営委託に関する質問及び回答

### <質問箇所>

みどり国際交流ラウンジ開設準備・管理運営委託仕様書

7 委託業務内容（1）施設維持管理に関する契約の締結及び経費の支出等

### <質問内容>

ア 各種保守点検契約（ア）清掃、ごみ処理

当該規模の清掃契約はどのようなものが想定されますか。ワックスがけ、入口マットのリース等の契約を含むものですか。

### <回答>

→施設利用者及び受託者が雇用する業務従事者が衛生的に実施場所を利用できるよう、受託者が清掃内容を検討し、必要な契約を締結してください。

### <質問内容>

ア 各種保守点検契約（ア）清掃、ごみ処理

ごみ処理については、事業系一般廃棄物になると認識をしていますが、その処理業者との委託契約を結ぶことを指しますか。

### <回答>

→受託者が施設より排出される廃棄物の収集運搬及び処分に関する資格を有している場合は受託者自らが処分等を行うことが可能ですが、そうでない場合には当該資格を有する事業者へ処理を依頼し、必要な契約を締結することとなります。

### <質問内容>

ア 各種保守点検契約（イ）機械警備

機械警備とは具体的に何を指しますか。監視カメラなどを利用した外注による委託警備のことでしょうか。

### <回答>

→機械警備とは、施設にセンサーを設置して建造物侵入等の異常を機械で察知し、その発報を遠隔地で受信し、警備員が現場へ急行し初期対応をとる形態の警備業務のことを指します。

### <質問内容>

ア 各種保守点検契約（オ）その他施設の維持管理に必要な契約

実施場所の管理共益費は委託者と受託者のどちらが負担するのでしょうか。また、管理共益費に含まれているものをお示しいただけますでしょうか。

### <回答>

→施設の維持管理に関して委託者が負担する経費は実施場所の賃貸借契約に伴う賃料及び管理費のみです。この場合の管理費とはみどり国際交流ラウンジで占有する部分以外の、建物の共用部分（階段・廊下等）の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等を指します。

<質問内容>

イ 消防に関する手続き（防火・防災責任者の配置等）

当該施設の規模での責任者は防災管理者でしょうか。また、その他に想定される手続きはありますか。

<回答>

→当該施設は乙種防火管理者が必要となります。受託者は防火・防災管理者選任（解任）届出書及び消防計画作成（変更）届出書、防火対象物使用開始（変更）届出書について、緑消防署への提出が必要となります。

<質問内容>

イ 消防に関する手続き（防火・防災責任者の配置等）及び

オ その他事業実施上必要な契約

・当該施設内の防犯については受託者が検討しますが、エレベーター内を含めた建物入口から施設入口までの動線において、また活動中における階の移動時の防犯対策は、どのように考えたらよいでしょうか。

・建物全体の消防計画を受託者にも共有していただけますでしょうか。

<回答>

→事業計画書では施設内の防犯についてのみ記載してください。また、建物全体の消防計画の共有については、受託者が特定された後、個別に協議します。

---

<質問箇所>

みどり国際交流ラウンジ開設準備・管理運営委託仕様書

7 委託業務内容（3）広報に関する準備

<質問内容>

イ 施設掲示用サインの作成

施設掲示用サインというのは屋内での掲示内容についてでしょうか。屋外の看板については委託者が設置ということでしょうか。

<回答>

→施設掲示用サインとは、建物の入口付近に設置されている専用の看板スペース、及び施設入口の自動ドアへのサイン設置及び貼付を想定しています。いずれも受託者の業務となります。

<質問箇所>

みどり国際交流ラウンジ開設準備・管理運営委託仕様書  
7 委託業務内容（5）情報提供・相談業務に関すること

<質問内容>

ウ その他各種情報の収集・提供

区内施設発行の広報誌の相互やり取り等、スタートアップ時に区からのサポート予定はありますでしょうか。

<回答>

→区内公共施設との連携は仕様書上記載されており、その実現のために必要な支援は委託者として対応する予定です。

---

<質問箇所>

みどり国際交流ラウンジ開設準備・管理運営委託仕様書  
9 施設利用について

<質問内容>

講座や研修時に当該実施場所では対応しきれない人数となった場合、関係する公的施設の利用を考えています。利用料金の減免はありますか。（今後、みどり国際交流ラウンジを利用すると想定される区内国際交流関連活動団体の過去の公的施設の利用状況を鑑みると、団体によってはその活動に対応できない可能性があります）

<回答>

→受託者が主催する講座や研修に関しては利用料金の減免が可能ですが、利用団体が他の公共施設を利用する際には、みどり国際交流ラウンジの利用団体であるという理由での減免はありません。

---

<質問箇所>

みどり国際交流ラウンジ開設準備・管理運営委託仕様書  
18 情報の保護

<質問内容>

受託者は委託契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」第12条による研修を実施することとありますが、この研修は委託者によって実施していただけるということでしょうか。

<回答>

→研修は受託者が実施し、委託者へ報告を行います。